

第9回 名古屋市アジア競技大会推進本部会議

次 第

日 時：平成30年6月4日（月）

幹部会・内部統制に係る庁内検討会議終了後

場 所：本庁舎2階 特別会議室

○ 開 会

○ 議 題

1 開催都市契約の締結について

第20回アジア競技大会の開催都市契約の締結について

1 開催都市契約の概要

大会開催に当たって、当事者間の権利義務関係を規定

2 締結期限

平成30年9月25日

3 開催都市契約の修正協議

(1) 修正協議の方針

- ・弁護士、監査法人等の助言を受けながら、全条項について、修正を検討
- ・主催者負担経費850億円、うち公費負担の上限600億円の実現を図ることを開催都市の原則的な考え方として、OCAにも伝え、協議を実施
- ・以下の4項目を基本的な観点として条文を調整し、修正を協議

〈協議方針〉

- ア 開催都市に権限のない条項や実施困難な条項の修正
- イ 数量や期間、水準など開催都市の負担軽減を図り、財政計画を実現するための条項の修正
- ウ OCAが一方的に有利な条項の解消
- エ 財政面及び商業面の義務に関する調整

(2) OCAとの協議状況

- ア 開催都市に権限のない条項や実施困難な条項の修正
権限を持つ機関に働きかける規定や実施できる内容に修正

(例) • 国に権限のある事項（関係者の入国）や、民間企業のサービス提供価格を管理するよう開催都市に義務付ける条項
⇒開催都市は該当機関に働きかけるとした

- イ 数量や期間、水準など開催都市の負担軽減を図るための条項の修正
協議を通じて、または開催都市の裁量で決めることができるよう修正

(例) • 選手村にはホテルを含むものとし、宿泊施設の提供数については上限を設定するよう修正（“最低限”15,000人分→“最大限”15,000人分）
• 安全、防火および医療サービスにおいて、開催都市が自ら費用を負担して行うものとして規定する条項
⇒提供するサービスの手段や水準は、開催都市の単独の裁量により定めることができるよう修正

ウ OCAが一方的に有利な条項の修正

OCAと開催都市が対等な関係になる条項に修正

- (例) ・関係者の意見が異なるときに、最終決定権をOCAが持つなどと定められた条項

⇒関係者で協議して定めることができるよう修正

エ 財政面及び商業面の義務に関する調整

- ・スポンサー収入などの配分は、OCA50%、組織委員会50%となっていたが、今後協議して定める一定金額を支払うことにより、全額を組織委員会の収入とすることでOCAと合意
- ・組織委員会が主体的にマーケティング戦略（スポンサー募集条件の決定、マーチャンダイジング（グッズ等の商品化計画）など）をとれるよう修正

オ その他

- ・地震、台風の発生など不可抗力により大会の全部又は一部が開催できない場合の対応・費用負担について定めた条項が存在しなかつたため、規定を追加
- ・今後の技術革新が想定される放送・IT分野に関する事項など、現時点での内容確定が困難な事項については、契約後に当事者間でさらに協議して定める形に修正

4 今後の予定

- ・契約の締結時に必要となる閣議了解及び政府保証の取得をスポーツ庁へ依頼
- ・本年8月19日にインドネシア・ジャカルタで開催されるOCA総会において、契約締結を行うよう契約書の最終調整を実施
- ・同総会での契約締結のため、知事・市長の渡航を予定

開催都市契約の課題と修正の例

ア 開催都市に権限のない条項や実施困難な条項の修正

【課題のある規定及びその修正例】

原案) 開催都市及び組織委員会は、大会期間中、本都市内外のホテルの空室状況及び価格を管理するため、特別の努力を尽くすものとする。

修正) 開催都市などには、ホテルなどの民間企業の活動を統制する権限がないため、「価格を管理する」のではなく不公正な値上げなどが行われないよう「関係機関に働きかける」という開催都市の権限で実施可能な内容に修正

原案) 組織委員会は、選手村・競技会場において、開会式の60日前から閉会式の14日後までの間、スポンサー以外の企業の広告その他の商業活動が行われていないことを保証する。

修正) スポンサー以外の広告などを長期間撤去することは困難であるため、選手村は開会式の14日前から閉会式の3日後までの間、競技会場は大会での使用期間（準備期間を含む）に短縮するよう修正

(同様の例)

- 警備について、「あらゆる対策が講じられることを約束する」とする条項について、権限のある機関に働きかけることを約束する規定に修正
- 公式ホテル内のバーやレストラン、ショップの深夜営業が認められることを開催都市が保証すると規定する条項について、開催都市は関係機関に働きかけることに修正
- 参加チーム、OCAファミリー・VIPなどのために、特別な交通アクセスや警察のエスコートを提供することとなっている条項について、開催都市の裁量で必要な措置を行うことに修正

イ 数量や期間、水準など開催都市の負担軽減を図るための条項の修正

【課題のある規定及びその修正例】

原案) 大会に参加する選手などに対し、滞在中に生じるあらゆる健康状態について、医療サービスを無償で提供する。

修正) 大会参加に支障の無い既往症について、投薬や治療を求められる例が過去の大会においてあったことから、「その者の用務遂行に必要な範囲」を限定するよう修正

原案) 選手村は、開会式の2週間前から閉会式の3日後まで、全ての必要サービスが完全に利用可能な状態で提供されるものとする。

修正) 調整のために早期に選手村に来ている選手などに対して「全ての必要サービス」を提供することは、負担が大きいことから、サービスの期間は、協議により短縮できるよう修正

(同様の例)

- OCA関係者の宿泊について、OCAの指名するホテルを無償で提供するものとする条項を、組織委員会が用意するホテルを提供することとし、協議により、無償で提供する者の範囲を決定できるよう修正
- 選手村における食事の提供時間について、毎日最低20時間となっている条項を、競技プログラムを踏まえ、協議の上、20時間よりも少なくできるよう修正

ウ OCAが一方的に有利な条項の修正

【課題のある条項及びその修正例】

原案) OCAは、競技プログラムを変更する権利を有する。OCAによる変更の結果として組織委員会に重大な悪影響が及ぶ場合、OCAと組織委員会は協議を行うものとするが、OCAと組織委員会とが対応策について合意しない場合は、OCAの決定が優先する。

修正) OCAが一方的な変更権を持つ場合、その変更により組織委員会が一方的に負担を課されるおそれがあるため、OCAと組織委員会が合意しない場合、組織委員会はOCAの意向に拘束されないよう修正

原案) 開催都市及び組織委員会は、OCAやその職員の作為・不作為により生じたあらゆる損害について、賠償請求権を放棄する。

修正) OCAが自らの義務違反に対しても責任を負わない一方的な規定であるため、この部分は削除

エ 財政面及び商業面の義務に関する調整

【知的財産権の原則的な取扱いと修正の方針】

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原案) OCAは、大会に関する知的財産権（OCAロゴや大会公式マスコット、大会エンブレムなど）を所有し、OCAの裁量により組織委員会に対して知的財産権を譲渡し、又はライセンス付与することができる。 |
| 修正) 原案では、大会公式マスコットを活用した広報活動やライセンスグッズの販売などの商業活動を組織委員会として自由に行うことが困難になるため知的財産権のうち、愛知・名古屋大会に限定される権利（大会公式マスコットや大会エンブレムなど）は、最初から組織委員会が知的財産権を所有し、自由に使用できるよう修正 大会の終了後は、組織委員会の解散手続の中で、この知的財産権をOCAに無償譲渡するが、開催都市が大会公式マスコットを大会終了後も活用できるよう協議中 |

【商業収入の原則的な取扱いと修正の方針】

- 組織委員会がスポンサー募集やグッズ製作などのマーケティング戦略を主体的に実施できるよう修正
- 組織委員会の努力により、より多くの収入が確保できる形に修正

| 区分 | 原案 | 修正 |
|--------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| スポンサー募集・ グッズ製作 | OCAの代理店が実施 | 組織委員会の代理店が実施 |
| スポンサー・ グッズ収入の配分 | OCAと組織委員会が50%ずつ受領 | 一定金額をOCAに支払うことで、収入のすべてを組織委員会が受領 〔※金額は契約締結後に協議 ※支払い時期はできるだけ遅くなるよう協議〕 |
| 収入の受領時期 | 大会終了後にOCAから受領 | スポンサー契約などの条件設定により、大会前から受領可能 |